

平成30年度 熊本県サービス管理責任者研修  
 平成30年度 熊本県児童発達支援管理責任者研修  
 開催概要

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 対象者

現にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置済又は配置予定の者で、共通講義及びいずれかの分野別演習の全ての科目を受講できる者（複数受講可）。

ただし、前年度までに、修了証書の交付を受けた者が、他分野の演習受講を希望する場合は、修了証書の写しを提出することなどを条件として、共通講義（1日目）は免除とする。

なお、修了証書の交付を受けた者で、再履修を目的に希望する者には、共通講義のみの受講も認める。

3 実施期間及び実施場所等

課程		開催日	開催時間	実施場所	募集定員
共通講義		平成30年9月7日	9:00~17:00	くまもと森都心プラザ	200名
分野別演習	介護分野	未定（平成30年10月~12月）	9:00~17:30	未定	各70名 （予定）
	就労分野	未定（平成30年10月~12月）			
	地域生活分野 （知的・精神）	未定（平成30年10月~12月）			
	児童発達支援管 理責任者研修	未定（平成30年10月~12月）			
	地域生活分野 （身体）	未定（平成30年10月~12月）			20名

- ・開催時間は予定です。詳細は受講決定通知書にてお知らせ致します。
- ・共通講義はサービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修とも同一内容となります。
- ・熊本県で分野別演習を初めて受講される方は、必ず共通講義の受講が必要です。
- ・分野別演習につきましては、現在日程調整中です。詳細は受講決定通知書にてお知らせ致します。申し込み多数の際、数回に分けて実施する場合がございます。
- ・また、数回に分けて実施する場合であっても募集定員を上回る際は、受講をお断りすることがございますので予めご了承くださいますようお願い致します。

4 研修カリキュラム

別紙①「サービス管理責任者研修標準カリキュラム」を参照

## 5 受講手続（応募方法等）

応募締め切り：平成30年7月27日（金）必着

- （1）別紙の受講申込書を記入後、郵送でお申込み下さい。
- （2）サービス管理責任者、又は児童発達支援管理責任者の実務経験要件を満たしている方を優先します。
- （3）申込多数の場合、熊本県内の指定障害福祉サービス等事業所の方を優先します。
- （4）書類審査の上、受講者の決定を行い受講者宛に受講決定通知書を通知します。（8月中旬頃）
- （5）受講決定通知書を受け取った受講者は、受講日までに受講料を納入して下さい。

## 6 受講料等

共通講義	10,000円
共通講義（2時間のみ）	5,000円
分野別演習（1分野あたり）	12,000円

※共通講義（2時間のみ）は、平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野以外を修了し修了証書の交付を受けた者が、新たに児童発達支援管理責任者研修を受講する場合、又は平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野を修了し修了証書の交付を受けた者が、児童発達支援管理責任者の業務に従事する場合に受講可能です。

## 7 特記事項

- （1）理由の如何にかかわらず、研修開始から15分以上遅刻した場合は欠席とします。
- （2）次の各号の一に該当する者は、受講を取消すことがありますのでご注意下さい。
  1. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
  2. 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- （3）修了証書は分野別演習ごとに発行致します。  
共通講義のみご受講の方には修了証書等の発行は行いません。

## 8 問い合わせ・申し込み先 <http://www.zaidan-kensyu.jp>

公益財団法人 総合健康推進財団 九州支部 サービス管理責任者研修係  
〒862-0926 熊本市中央区保田窪1-10-38  
TEL 096-285-7010 FAX 096-386-7127